

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	豊島区				
	区長 高野 之夫				
事業者番号	A	0	9	8	4

2 報告する事業所等の全体の状況（平成22年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	32 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	4,784 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	250 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	1,295 kl

3 事業者としての取組

取組方針	事業所単位だけでなく、課単位でも温暖化対策の実施状況を把握することにより、より効率的にCO2削減を進める。また、取り組めていない対策については各事業所に働きかけ、積極的にレベルアップを目指す。			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A106	本社等による支店の支援
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A107	排出状況の整理・分析・提供
	A111	全従業員に温暖化対策情報の提供	A110	外部専門家への相談依頼の実施
			A113	推進担当者の知識向上・内部還元
		A115	優良事例の組織内共有体制の構築	

4 特記事項

<p>平成23年夏の節電対策について</p> <p>目標：昨年夏のピーク電力に比べ15%以上の節電</p> <p>各事業所における具体的な節電対策</p> <p>①蛍光灯本数の間引き、昼休み時間帯の全面消灯、外部照明の昼間停止等</p> <p>②エアコン設定温度の厳守、フィルター清掃の徹底、カーテン・ブラインドの活用等</p> <p>③パソコン・プリンタ利用の制限、コピー機の利用制限等</p> <p>④集会施設、文化体育施設、図書館等の開館日及び開館時間の縮減</p> <p>⑤週2回（月曜日・水曜日）実施している夜間窓口を休止</p> <p>⑥電力デマンド装置の設置、省エネタイプの蛍光灯への交換等</p>
--